

立命館清和会会則

我が立命館中学校高等学校の発祥は、明治38年9月私立京都法政大学附属「清和普通学校」に始まる。御所の東隣清和御門の門外にささやかな集りであった我が学舎が、今日の盛大宏壮を誇るに至ったのは、全く学園当局者の経営よろしきを得たのと教員諸先生の御尽瘁との賜であるが、又一つには同窓生の活躍に俟つ所も多かった。此の学園を巢立って行くものが互に手を取り合っ
て友誼と親睦を深め、先輩は後輩を誘掖、後輩は先進に私淑して和気藹々の雰囲気に強固なる同窓会即ち清和会の結合を希いたいというのが我々の念願である。

第1章 総則

第1条 本会は立命館清和会という。

第2条 本会は私立清和普通学校、私立清和中学校、私立立命館中学、立命館中学、立命館中学校、立命館商業学校、立命館夜間中学校、立命館商業学校夜間部、立命館第一中学校、立命館第二中学校、立命館第三中学校、立命館工業学校、立命館第四中学校、及び立命館高等学校、立命館神山高等学校、立命館夜間高等学校、立命館高等学校定時制、立命館中学校、立命館神山中学校、立命館小学校の同窓生の友誼を温めるとともに、母校の事業に賛助し、母校の発展を期すことを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 母校と会員及び会員相互の連絡を密にするための会報等の発行
- (2) 会員名簿の整備
- (3) 学校法人立命館寄付行為に基づく評議員の推挙
- (4) その他本会の目的を達成するための必要な事業

第2章 会員

第4条 本会は次の会員で組織する。

- (1) 第2条に定める各学校の卒業生
- (2) 第2条に定める各学校に在籍した者で、学年同窓会の会員3人の推薦を受け幹事会で承認された者
- (3) 第2条に定める各学校の教職員及び教職員であった者

第5条 本会は本部を立命館中学校・高等学校内に置き、事務局を設ける。

- 2 本会は基礎組織の単位を中・高校各学年同窓会とし、各クラブ同窓会によって補完する。また必要に応じて地域、職域の同窓会組織を設けることができる。

第3章 役員及び委員

第6条 本会は次の名誉役員を置く。

- (1) 名誉会長 立命館総長
- (2) 名誉顧問 立命館理事長及び前元立命館理事長
- (3) 顧問 立命館中学校・高等学校校長、立命館小学校校長、立命館中学校・高等学校PTA会長、立命館小学校保護者会会長、前・元清和会会長及びその他本会に功労のあった者

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 15名をめぐとする
- (3) 監査監事 5名をめぐとする

- (4) 常任幹事 100名をめぐとする
- (5) 幹事 500名をめぐとする
- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、常任幹事会、幹事会及び総会を招集し、その議長となる。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはその代理をする。
 - 3 会長代理は、予め会長が委嘱するものとする。
 - 4 会長は会長補佐機関として正副会長会議を主催する。
- 第9条 幹事会及び常任幹事会の職務権限は、会長の諮問・提案にもとづき次の事項を議決する。
 - (1) 幹事会
 - ①第4条第2号に定める会員の承認
 - ②第21条に定める終身会費の決定
 - ③資産の処分
 - ④会則の変更に関する事項
 - ⑤評議員の推挙に関する事項
 - ⑥学年同窓会、クラブ同窓会など地域・職域同窓会に関する事項
 - ⑦その他重要な事項
 - (2) 常任幹事会
 - ①資産管理に関する事項
 - ②予算及び決算に関する事項
 - ③役員選挙に関する事項
 - ④総会の開催に関する事項
 - ⑤第12条に定める委員の数及び職務内容
 - (3) 幹事会の開催
 - 幹事会は次の通り開催する
 - ①毎年2回程度
 - ②その他会長が必要と認めたとき
 - (4) 常任幹事会の開催
 - 常任幹事会は次の通り開催する
 - ①毎年2回程度
 - ②その他会長が必要と認めたとき
- 第10条 議事は、すべて出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、会則を変更する場合は、幹事会出席者の3分の2以上及び総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
- 第11条 監査監事は、本会の業務及び会計に関する事項を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第12条 会長の諮問、委嘱及び幹事会の決定した事項の企画立案、またはこれを執行する機関として次の委員会を設置する。
 - ①総務委員会
 - ②同窓会委員会
 - 2 前項に定めるほかに、会長は常任幹事会の議を経て特別委員会を設置することができる。
- 第13条 役員を選任並びに委嘱については、会長、副会長及び常任幹事は幹事の中から、幹事及び監査監事は会員の中から、それぞれ選出する。
- 第14条 役員任期は3年とする。ただし再任することができる。任期途中に選任された役員任期は、現役員任期と同一とする。

- 2 役員は次期改選までその任に当るものとする。
- 第 15 条 幹事は、常任幹事会において会員の中から選任のうえ総会において承認を得なければならない。
- 2 常任幹事は、幹事の中から会長の推薦指名により選出する。
- 第 16 条 会長、副会長、監査監事および委員は常任幹事会において選出する。

第 4 章 総会

- 第 17 条 本会は、毎年 1 回、常任幹事会の決定に従い総会を開催する。常任幹事会において必要と認めるときは臨時総会を開催する。
- 第 18 条 総会は、会長が招集する。総会の開催目的期日及び場所は、会報または適当な方法により会員に知らさなければならない。
- 第 19 条 総会の決議については、第 10 条の規定を準用する。
- 第 20 条 次の事項は、総会に提出して承認を受けなければならない。
- (1) 当該年度の収支予算
 - (2) 前年度の収支決算
 - (3) 事業報告

第 5 章 会計

- 第 21 条 本会の経費は、会員の入会の際の終身会費、その他の収入をもってこれにあてる。終身会費は小学校、中学校または高等学校のいずれか一校を卒業する年度に納付する。
- 第 22 条 本会の会計年度、事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の改廃

- 第 23 条 本会則のほか必要な事項は常任幹事会の議を経て細則をもってこれを定める。
- 第 24 条 本会則の改廃は常任幹事会の議を経て総会において行う。

第 7 章 雑則

- 第 25 条 本会則は、総会において承認の日から施行する。

付則

- 清和同窓会規約は、明治 44 年（1911 年）11 月制定施行
- 立命館同窓会規約は、大正 3 年（1914 年）10 月清和同窓会規約を改正施行
- 立命館中学同窓会規約は、大正 4 年（1915 年）11 月立命館同窓会規約を改正施行
- 立命館清和会会則は、昭和 9 年（1934 年）5 月立命館中学同窓会規約を改正施行
- 立命館清和会々則は、昭和 18 年（1943 年）12 月全立命館学友会の傍系団体となり、改正施行
- 立命館清和会々則は、昭和 27 年（1952 年）5 月改正施行
- 立命館清和会会則は、昭和 35 年（1960 年）5 月一部改正施行
- 立命館清和会会則は、昭和 45 年（1970 年）10 月一部改正施行
- 立命館清和会会則は、昭和 47 年（1972 年）6 月一部改正施行
- 立命館清和会会則は、昭和 52 年（1977 年）10 月一部改正施行
- 立命館清和会会則は、昭和 53 年（1978 年）5 月一部改正施行
- 立命館清和会会則は、昭和 56 年（1981 年）6 月一部改正施行
- 立命館清和会会則は、昭和 61 年（1986 年）7 月一部改正施行
- 立命館清和会会則は、昭和 63 年（1988 年）10 月一部改正施行
- 立命館清和会会則は、平成 8 年（1996 年）6 月一部改正施行

立命館清和会会則は、平成18年（2006年）7月一部改正施行

立命館清和会会則は、平成22年（2010年）7月一部改正施行

立命館清和会会則は、平成24年（2012年）7月一部改正施行